

「沖縄に適応した環境保全型農業推進事業（沖縄県有機農業基礎づくり調査）」
企画提案募集要領

令和3年5月に農林水産省が策定した「みどりの食料システム戦略」において、2050年までに化学農薬使用量（リスク換算）の50%低減、化学肥料の使用量の30%低減や有機農業の取組面積の拡大を目指すとされている。

本県の農業生産環境は、他県と比較すると年間を通して温暖な気候であり、病害虫・雑草の多発や土壌中の有機物の分解も速い。そのため、化学肥料や化学合成農薬を県慣行基準より低減する栽培方法を実践するには厳しい状況にあり、特に有機農業については化学肥料・化学合成農薬を全く使用しないことからハードルの高い生産方式となる。

本事業では、有機農業の基礎構築に繋げる目的として、県内における有機栽培優良事例調査を実施する他、生産者等対象とした勉強会開催や環境保全型農業の普及啓発等を行い、環境保全型農業の推進を図る。

1 提案内容

企画提案仕様書を参照すること。

2 応募資格

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人からなる共同企業体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年法律第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。共同企業体の場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (2) 本業務を円滑に実施することができる運営体制が整備されている者であること。
- (3) 本実施要領及び企画提案仕様書に記載された内容を全て承諾する者であること。
- (4) 県税の納付義務を有する事業者においては、県税に未納がないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する法人又はこれに準じるものとして、沖縄県発注業務からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (6) 環境保全型農業の技術指導や普及に関する業務の実績を有する者であること。
- (7) 沖縄県内に本店又は支店、営業所等を有する者であること。県内に本店又は支店、営業所等を有しない場合は、県内に本店又は支店等を有する事業者と共同企業体を結成し参加すること。

なお、共同企業体の場合の要件は以下のとおりとする。

ア 共同企業体を代表する者が応募を行う。

イ 共同企業体を構成する全ての構成員が上記(1)～(5)の要件を満たすこと。

ウ 共同企業体に上記(6)の要件を満たす構成員が含まれていること。

3 応募方法

(1) 参加表明

ア 提出期間 令和7年5月14日（水）～5月21日（水）17時 ※必着

イ 提出書類 参加表明書 【様式1】

ウ 提出方法 持参、郵送、ファクシミリ又はEメール

※郵送で提出する場合は、到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内の必着とする。

※郵送以外の申請については必ず受信確認を行うこと。

(2) 企画提案

- ア 提出期限 令和7年5月28日(水)17時 ※必着
- イ 提出書類 応募申請書 【様式2】
企画提案書及び提出書類一式(下記5参照)
※企画提案書について、県から疑義照会を行うことがある。
- ウ 提出方法 持参又は郵送により提出すること。
※郵送で提出する場合は、到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内の必着とする。

(3) 質問事項等

- ア 受付期間 令和7年5月14日(水)～5月16日(金)17時まで
- イ 質問方法 質問票【様式9】をファクシミリ又はEメールで提出すること。
※ファクシミリまたはEメールで提出する場合は、受信確認が必要である。
- ウ 回答方法 随時、営農支援課ホームページに掲載する。

4 提出書類等

(1) 提出書類

- ア 参加表明書 【様式1】
- イ 応募申請書 【様式2】
- ウ 企画提案書 【任意様式】
- エ 業務フロー及び工程表 【任意様式】
- オ 業務遂行体制 【様式3】
- カ 会社概要 【様式4】
- キ 業務実績一覧表 【様式5】
- ク 積算書 【様式6】
- ケ 誓約書【様式7】
- コ コンソーシアム協定書 【様式8】※共同企業体による申込みをする場合
- サ 参考資料(必要に応じて)

5 企画提案書等の体裁

(1) 編纂方法及び部数

- ア 提出書類は全てA4判、縦、左綴りとし、任意様式を除いて縦長横書きとする。
- イ 提出書類ウ～クまでページ番号を付すこと。
- ウ 提出部数は、正本1部(社印を押印した書類)、副本9部(正本のコピー)の計10部とする。
- エ 審査員の理解を深めるためにも簡潔・明瞭に記載し、膨大としないこと。

(2) 記載事項

企画提案仕様書の内容を踏まえ、以下の事項について記すこと。

- ア 基本方針
本業務を実施するにあたっての基本的な考え方及び基本方針について記述すること。
- イ 基本認識
特別栽培農産物認証農産物について記述すること。
- ウ 業務提案、業務手法の概要
企画提案仕様書の「6 委託業務内容」に関する実施内容、実施体制、取組手法、スケジュール等について記載すること。
- エ 業務全体のフロー及び工程表(スケジュール)
- オ 業務遂行体制【様式3】

(ア) 業務遂行体制図

(イ) 担当者の役割

役割、担当者名、所属（共同企業体の場合は担当者別に所属会社名を記述）

カ 会社概要【様式4】

会社名、本社所在地、設立年月日、資本金、職員の状況、業務概要、組織図

※ 直近の過去2期の決算書（写し）を添付すること。

キ 業務実績一覧表【様式5】

過去10年以内における環境保全型農業の技術指導や普及等の業務の受託実績を記載すること（類似事例も含む）。

6 審査方法

(1) 一次審査（書類審査）

営農支援課にて一次審査（書類審査）を行い、上位3者程度を選定する。応募が3者以下の場合は、一次審査を実施せず、応募資格要件の適否を確認した上で、全て二次審査の対象とする。

選定された者には、二次審査の日時を通知し、選定されなかった者には、結果のみを通知する。

なお、参加者や外部からの問い合わせ、及び審査経緯や結果等に関する異議の申し立ては受け付けない。

(2) 二次審査（企画提案審査）

下記(3)のとおり企画提案審査を実施し、一次審査で選定された企画提案書に係る各者のプレゼンテーションについて、事業目的、応募資格等はもとより、関係専門的視点から検討した後、採点する。

企画提案書等の提出期限後の修正及び追加資料の提出は受け付けない。

なお、審査結果は、企画提案審査後、1週間以内に通知する。

※プレゼンテーション審査にかえて書面審査を行う場合がある。変更内容については、二次審査対象者に連絡する。

(3) 企画提案審査（予定）

ア 日時 令和7年6月9日（月）

イ 場所 沖縄県庁 会議室

ウ 提出された企画提案書、プレゼンテーション配布資料に基づき説明すること。

※ 当日の追加資料の提出・配布は一切認めない。ただし、これらを踏まえた上で、パソコンプロジェクターによるプレゼンテーションは許可する。パソコンの使用については事前に連絡すること。

エ 審査会場への入場者は3名以内とし、各々20分間（プレゼンテーション15分、質疑応答5分）でプレゼンテーション審査を行う。

オ プレゼンテーションを行う時間帯については、令和7年6月2日（月）までに連絡する。

7 評価基準等

(1) 主な評価基準

ア 業務の理解度

基本的な考え方及び基本方針、基本認識

イ 企画提案の内容

提案内容の効果、有効性、妥当性、実現性等

ウ その他

業務遂行体制、業務実績、経費見積等

(2) 採点方法

- ア 各委員は企画提案者の提案内容を踏まえ、各審査項目について採点し、評価点をつける。
その評価点の合計が最も高い者を第1位入選者とする。
- イ 評価点の合計が1番高い者が2者以上ある場合は、1位の数が多い者を選定する。
1位の数が同数の場合は、各委員と協議して、委託先を選定する。

8 スケジュール (予定)

令和7年5月14日(水)	公募開始
5月16日(金) 17時	質問締切
5月21日(水) 17時	参加表明締切
5月28日(水) 17時	応募申請締切
6月2日(月)	一次審査結果通知
6月9日(月)	企画提案審査会(二次審査)
6月16日(月)	二次審査結果通知(委託予定業者通知)
6月中	委託契約

10 その他留意事項

- (1) 以下のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ア 提出期限を過ぎて、企画提案書等が提出された場合
 - イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ウ 本公募要領に違反すると認められる場合
 - エ 担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
 - オ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合
- (2) 書類提出に当たっては、使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 今回の募集は委託契約候補者の順位を決定するものであり、契約を保証するものではない。
- (4) 委託契約については、企画提案審査で最高順位の候補者と契約締結に向け協議を行うが、当該候補者との協議が整わなかったときは、あらためて次点の候補者と協議を行う。
- (5) 業務の実施に当たっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容全ての実施を保障するものではない。
- (6) 提出書類の作成・提出、プレゼンテーション等への出席に要する費用は応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。
- (7) 委託業者の選定は非公開で行い、審査内容、経過等に関する問い合わせには応じない。
- (8) 1事業者(コンソーシアム)当たり提案書は1件とする。
- (9) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付すること。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項第3号に該当する場合は、免除とする。

11 問い合わせ先(参加表明書、質問書、応募申請書 提出先)

沖縄県農林水産部営農支援課 担当：原口、山城

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号(9階)

TEL：098-866-2280 FAX：098-866-2309 E-mail：aa045004@pref.okinawa.lg.jp

※メールによる問い合わせの場合は、件名の頭に【有機基礎づくり】とつけること。